

平成26年第3回定例会

教育民生常任委員会会議録
(平成26年9月9日)

栄町議会

教 育 民 生 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 6 年 9 月 9 日 (火曜日) 午後 2 時 1 0 分開会

- 日程第 1 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
議案第 4 号 栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
規準を定める条例
議案第 5 号 栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準を定める条例
議案第 6 号 栄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規準を定め
る条例

出席委員 (13名)

委員長	橋 本 浩 君		
委員	大 澤 義 和 君	委員	大 野 博 君
委員	戸 田 栄 子 君	委員	高 萩 初 枝 君
委員	野 田 泰 博 君	委員	山 田 真 幸 君
委員	松 島 一 夫 君	委員	藤 村 勉 君
委員	染 谷 茂 樹 君	委員	金 島 秀 夫 君
委員	大 野 徹 夫 君	委員	菅 原 洋 之 君

欠席委員 (1名)

副委員長 鈴 木 照 夫 君

説明のため出席した者

紹介議員	染 谷 茂 樹 君		
総務課長	長 崎 光 男 君	福祉課長	埜 寄 久 雄 君
総務課長補佐	丸 彦 衛 君		

出席議会事務局

事務局 長 湯 原 国 夫 君 書 記 野 平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（橋本 浩君） ただ今から教育民生常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（橋本 浩君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第4号、栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する規準を定める条例、議案第5号、栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準を定める条例、議案第6号、栄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規準を定める条例、及び、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書でございます。

お諮りします。議案第4号、議案第5号、及び議案第6号については審査の必要から町執行部の出席を、また、請願第1号については、紹介議員の出席を求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（橋本 浩君） 異議なしと認めます。よって町執行部及び、紹介議員の出席を求めることに決定いたしました。

[紹介議員着席]

○委員長（橋本 浩君） 長崎総務課長及び埜寄福祉課長ご出席をいただきありがとうございます。また、染谷議員よろしくお願ひいたします。

それでは、最初に、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

はじめに、請願文書表の朗読を書記にお願いします。

[書記 請願文朗読]

○委員長（橋本 浩君） 朗読が終わりましたので、紹介議員の染谷議員に本請願の説明を求めます。染谷議員。

○紹介議員（染谷茂樹君） 本日は請願の説明の機会をいただきまして、本当に皆さんありがとうございます。

それでは、最初に請願を読ませさせていただきます。手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人達の音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。2006年平成18年12月に採択された、国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年平成23年8月に改正された改正障害者基本法では、全ての障

害者は可能な限り、言語・手話を含むその他の、意思疎通の為の手段についての選択の機会が確保されると定められた。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保償施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを、広く国民にひろめ、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話が使え更には、手話を言語として普及して研究することが出来る環境整備に向けた法整備を国として、実現することが、必要であることから請願理由としました。以上地方自治法第124条の規定により、上記の請願書を提出しました。

よろしく願いいたします。

○委員長（橋本 浩君） 紹介議員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 何点か、基本的な知識を補う為にお訪ねします。この手話というのは独特の語彙や文法体系を持っているということですが、通常我々が使っている言葉と、文法或いは特別な、手話を使う人にだけ通じる語彙というようなものというのは、例えば、どういうものがあるのですか。

○委員長（橋本 浩君） 染谷議員。

○紹介議員（染谷茂樹君） 口から発生する言葉にならない言葉が相手に伝わるのも1つの語彙だと思うんです。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） いま、栄町ではろう者の方はどのくらいの数と、どれくらいの年代のかたが、現実いらっしゃるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 染谷議員。

○紹介議員（染谷茂樹君） 全体で44人です。年代別に言いますと、0歳から9歳が1、10代が0、20代が2、30代が1、40代が1、50代が4、60代が9、70代が14、80代が8、90代が4。聴覚障害の方は、耳の聞く能力デシベル等で測定をするのですが、障害者の認定員の方の計算によって等級が分かれております。ですので、1級ですと、最も重度の障害をお持ちの方という形になりまして、全体の44名中、1級者が4名、2級者が9名、という形で等級が別れております。

委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 栄町で44名の方いらっしゃるけれども、その方々は手話というものを、0歳から9歳までの方は分かりませんが、手話を身につけてらっしゃるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 染谷議員。

○紹介議員（染谷茂樹君） 現在は、ろう学校とか行っているけれども、先輩や後輩に教わりながら、やっているような感じで、ある程度はろう学校でも教えるようになって来たんですけれども、昔は、そういう形で覚えていったという歴史があります。現在はいろんな所で手話を教え

ているような形になっています。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 請願理由の末尾に聞こえない子どもが、手話を身につけ、手話を学ぶと、手話が使えると、こういう事をする環境が、今足りないということなんですね。要は耳の聞こえないお子さんが学校へ行って手話を学ぶ為の学校設備がないとか、そういった教育のカリキュラムが出来ていないとか、そういう現状があるんだというふうに認識して良いんですね。

○委員長（橋本 浩君） 染谷議員。

○紹介議員（染谷茂樹君） 要するに、いろんな事言えるんです。手話が足りないというよりも、これからどんどん整備しなければいけない部分があるんです。東北地震なんかでも、今回の広島でもそうですけど音というのは聞こえないですから。そうすると、いろんな部分で報道も字幕が出れば良いんですけど、全部字幕がでている訳ではないですから。そういうのも含めて、整備してもらいたいという部分があるんです。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 栄町のことばかり聞いて恐縮ですけど、栄町の子どもさんが手話を身につけようと思って、そのための公的な機関はこの町の1番近いところで何処にあるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 手話の教育につきましては、県内ですと、今で言うと筑波大学、昔で言うところろう学校という形で専門的な教育を受けている方もいらっしゃいますし、養護学校の中でカリキュラムとしてやっていくという形で進められて、少しずつ広がって来てはいるところでございます。ただ、専門教育となりますと、この辺ですと、松戸とかになります。実際、町内の方で手話の読唇術と一緒に学んだりという、みなさんが、英語を学ぶ、ドイツ語を学ぶ同じ様に個人の希望だとかという形で学んでいる方もいらっしゃいます。一概に全ての方が、ここで養成されているということではございません。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。大澤委員。

○委員（大澤義和君） 手話とは日本語を音声ではなく、日本だけの物なのかそれとも、国際的に同じような基準があって国際的にも通じるのか日本独自の文化なのか、それとも、国際的にも通じるのか。

○委員長（橋本 浩君） 染谷議員。

○紹介議員（染谷茂樹君） 2003年に世界ろう連盟の提案により国連アジア太平洋経済社会委員会で起草された障害者権利条約総案に言語には、音声言語と手話が含まれていることが盛り込まれました。そして、2006年この総案を基とした国連障害者権利条約が全ての加盟国により採択され、手話は言語であることが世界的に認められた事になりました。日本にお

いても2011年障害者基本法、先ほど言った言語に手話を含むことが明記されました。これは、ろう者にとっても大きな1歩だったということ。世界でも、手話の言語法の法律がフィンランドとか、ニュージーランドとか、いろんなところで法律を作っているんです。中には憲法になっているような所もあって。日本も言語法案ではないけれども条例として各自治体である北海道だとか中国地方だとか、そういうふうにだんだんってきた。

○委員長（橋本 浩君） 大澤委員。

○委員（大澤義和君） 例えば、アメリカにもそういう障害者の方おる訳ですよ。当然手話的な事やっている訳ですよ。その手話の方法が日本とアメリカで通じるのか同じなのかといった時に、各国によって違うのか、それとも世界的に共通なのか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 基本的には、皆さん手話の関係の方の努力によって、世界共通の言葉に近付けようと頑張っているんですが、基本的には各言語が残っているというのが現実というのは聞いたことがあります。あるいは、学習した年代によって方言に近い様な表現もまだあるということも聞いたことがありますので、100%世界共通の言語という形には残念ながらという状況だということはお聞きしております。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 今回の請願は手話、言語法制定を国に望むという請願ですよ。ですから、先ほど染谷さんが言われた様に2006年に国連の障害者権利条約が批准して、その後は権利条約が出来て、日本でも確かテレビの首相のあれに手話が出てきましたね。そういう事を法制化してほしいということですよ。その賛成か否かということ、染谷議員は皆に求めている訳ですよ。ただ、私たちが今皆さん質問した様に手話というものがどういうものでどういうところで使われてというのは、最近になって分かってきたんであってそういうのを皆さん聞いたんだと思うんですけども、法制化してくれということですよ。今栄町ですぐに議会に入れなさいよとか、そういうことではないですよ。

○委員長（橋本 浩君） 高萩委員。

○委員（高萩初枝君） 栄町の状況として、現在44名が聴覚障害の方がいらっしゃるということなんですが、これは傾向としては、毎年増えているような状況にあるんでしょうか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 聴覚障害者の方の総数は、それほど大きな変化はございませんが、徐々に増えている状況です。変わらない年もあれば、減ったりということもあります。先ほど染谷議員からも説明あったとおり、60代以降の方で障害を受けられてという方が非常に多くなっておりまして、その世代に関しては増える傾向がございます。ただ、栄町においては総数が多くございませんので、非常に緩やかにということでご理解を頂ければと思います。

○委員長（橋本 浩君） 染谷議員。

○**紹介議員（染谷茂樹君）** いま、年齢が上の人と言いましたけれども、病気だとかで、結構難しい病気、例えば癌だったりいろんな事で先生と診療の話になった時に、コミュニケーションが取れないんで通訳の方を呼んでというような仕事も町ではやっているんですよ。そういうことが、今回こういうことがありまして勉強になりまして、ろう者のみなさん本当にご苦労なさったんだなと思いました。

○**委員長（橋本 浩君）** 松島委員。

○**委員（松島一夫君）** 耳の聞こえない方が、病院へ行って、先生とコミュニケーションできない、手話の通訳の方を町に依頼して派遣してもらおう。無料ですよ。有料ですか。等級によって違うんですか。

○**委員長（橋本 浩君）** 埜寄福祉課長。

○**福祉課長（埜寄久雄君）** こちら事業として予算にはございますが、身体障害者地域生活支援事業の中で、地方公共団体の必須事業ということで、手話通訳者要訳筆記者の派遣事業でございます。基本的には、低所得者、収入がなければ、無料という形になりますので先ほど、染谷議員からございました様に、たとえば、病院で医師の説明を受けるということであれば、そちらの病院へ行って派遣をお願いしてそこで、医師との意思疎通という事になりますので、ただ、医学用語とかございますので、一般の手話の方よりは、少し専門的な知識のある方が行かないというような方にも対応出来るようにはしてございます。

○**委員長（橋本 浩君）** 藤村委員。

○**委員（藤村 勉君）** ろう学校などで、手話を教える義務はないのですか。

○**委員長（橋本 浩君）** 染谷議員。

○**紹介議員（染谷茂樹君）** 手話学校の場合では、出来るだけ言葉で話すことを最初から目的としてやっているから、出来るだけ喋らせるような形で教えてきたものですから、少し手話学校が遅れていってしまったようなところがあるんです。でも、きちっとした事になれば、法整備ができれば、ちゃんとなっていくと思います。

○**委員長（橋本 浩君）** 藤村委員。

○**委員（藤村 勉君）** 私の考えですが、ろう学校では当然手話は教えているものだと思いますので聞いたんですけれども、そこでちょうどここに総務課長がいるんで総務課長にもお聞きしたいんですけれども今度、栄東中学校の跡地に来る県の養護学校この中では、手話的なことを教えるようになるんですか。

○**委員長（橋本 浩君）** 長崎総務課長。

○**総務課長（長崎光男君）** 申し訳ございません。その辺は確認してございません。後ほど確認させていただきます。

○**委員長（橋本 浩君）** 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 私は、当然ろう学校、また今度栄東中にくる養護学校等でも、こういうのは学校で教えるべきだと思いますので、これはもうまったく賛成しますので。今までなぜカリキュラムの中で、この手話を入れてなかったのかと逆に納得できない状態です。

○委員長（橋本 浩君） 染谷議員。

○紹介議員（染谷茂樹君） 要するに、手話の場合もどんどん、形が我々で言ったら単語ですかね、それがどんどん増えているんです。毎日のように新しいものが増えているから。それも含めて、早く法整備をしてもらいたいというのが願いでございます。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。菅原議員。

○委員（菅原洋之君） 一つだけ伺いたいんですけれども、手話を言語としての普及という所で、言語ということは英語、日本語、中国語と国ごとに言語というのがあるのですが、今請願を求めているところで、世界基準という物を求めて行くのか、日本独自の手話という所を求めて行くのかという所を教えてください。

○委員長（橋本 浩君） 染谷議員。

○紹介議員（染谷茂樹君） それは、まず日本の法整備をきちっとしてそれからの事だと思います。ただ、会合は世界基準で国連にも行って、日本も参加していますから、その中で日本はこうです。ハンガリーはこうですとか、そういう形で、ここは、基準にしましょうかという、話し合いはこれからだと思います。法整備が出来てからだと思います。早くなって欲しいです。

○委員長（橋本 浩君） 他にございますか。よろしいでしょうか。手話の本もこれをきっかけにいろんな所で売っていますから、私たちもちょっとずつコミュニケーション取れるようになっていったらいいと思います。染谷議員、ご苦労さまでした。

[染谷議員自席へ]

それでは、染谷議員の説明及び、質疑応答を踏まえ、本請願に対し、委員各位からの意見を含めた討論をお願いします。松島委員。

○委員（松島一夫君） 先ごろ、手話のスピーチのコンテストが8月の末でしたか、誠に恐れ多いことですが、秋篠宮真子内親王殿下がご臨席あそばされて手話でご挨拶をなさったとのことでございます。皇室自らそのようなお立場をとられている以上、我々国民は当然そのお立場を尊重しなければならないと思います。ごくわずかな時間でしたけれども手話という物に対する認識が我々がいかに無かったか、耳が聞こえなければその学校へ行けば小学校1年生から普通の子どものように手話を教えてもらって、卒業すれば、もう完璧に手話を話せて何の不自由もないシステムができていたものだと思っていました。が何もできていないことが分かりました。是非とも、この請願を通して、国会に強く働きかけるべきだと思います。

以上です。

○委員長（橋本 浩君） 他にございますか。

[「なし」の声あり]

これにて討論を終わります。

これより請願第1号を採択いたします。請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

挙手全員。よって、請願第1号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」は採択すべきと決定いたしました。

ここで、休憩とします。15時より再開します。

午後2時42分 休憩

午後3時00分 再開

◎ 議案第4号

○委員長（橋本 浩君） それでは、会議を再開いたします。

議案第4号、栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する規準を定める条例を議題といたします。

すでに、本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いいたします。埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 議案第4号につきましては、補足すべき字句はございませんのでよろしく願いいたします。

○委員長（橋本 浩君） それでは、説明が終了しましたのでこれより質疑を行います。質疑ございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） まず、極めて基本的な事をお尋ねします。特定教育・保育施設、特定地域型保育事業というのは具体的にどのようなものですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まず、特定という言葉が付く主旨でございますが、今回の制度改正に伴いまして公費助成を拡大するところから、今まで私立幼稚園とは独自にやっておったものですが、今度施設給付という形で公費助成を受けることとする施設と従来通りの独自の運営をする施設とを分けるために特定という言葉をつけております。ですので、事業内容等については基本的には変わりませんが、公費を受ける受けないで呼び方が差が出ているということです。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 特定教育施設というのは、幼稚園のようなもの給付を受けた場合に特定教育施設になる。保育施設というのは、保育園だということですが、特定地域型保育事業というのはどのようなものですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 地域型保育につきましては、従来ありました認可保育施設や、幼稚園よりも人数の少ない小規模で、その地域において事業を行う事業でございます、こちらにも新たに公費の助成対象とするということで大きく4つに分けられております。1つめは小規模保育事業、こちらは認可の定員が19名から6名。家庭的保育事業が5名から1名。3つ目が事業所内保育事業ということで、従業員の方の子どもプラス地域の子どもを受け入れる事業。最後の4つ目でございますが、居宅訪問型保育事業ということで、こちらは各家庭にお伺いして保育を実施するという事業。こちらの地域型保育事業も新たに、保育事業として公費助成の対象とするということとなっております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 本会議の説明で、特定保育施設には現状の2つある保育園がそっちに移行するんだと、幼稚園は現状のままその特定教育施設には移行しないんだと。特定地域型保育事業というのは、現在栄町にはないんだという説明でよかったですよね。単純に言いますと、幼稚園が特定教育施設に移行するとなると、給付というものが出てくるという認識で間違いありませんか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 間違いございません。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 単純に考えれば、給付がくれば簡単に言えば補助金なりなんなり、お金がくると、なぜ給付が来るのに今の幼稚園は、特定教育施設に移行しないのかというのが分からないのですが、その辺どうでしょうか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まず、施設給付につきましては、現在国において概算の単価が公表されております。それについては、あくまでも現在の幼稚園、保育園等の運営費に保育水準の向上分を加味したうえで設定されておりますので、それをもって収入が増えるということはありません。ですので、これは国会でも議論になりましたが、私学教育の独立性、重要性を考慮して施設給付を受ける受けないは、法人の意思に任されておるとというのが現状です。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） とすると、施設給付を受けなければ、当然現行の幼稚園は本条例案の対象外におかれるということで良いのですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） こちらの対象とする施設給付の施設では無いということですので、従来の幼稚園としての各種制度で運営するというところでございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 6条で特定教育・保育施設は支給認定保護者からの利用申し込みを受けた時は、正当な理由がなければ拒んではならないという表記があつて、39条で極めて同じような文言があるのですが、39条になると保育事業者はと、こっちは施設でこっちは事業者、これ特定地域型保育施設じゃなくて、特定地域型事業者と分かれているのはなんなんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 同様な基準が2度出てくるということなんですけれども、こちらは、後半の39条の方につきましては、章が第3章ということで、特定地域型保育事業者の運営に関する事ということで、地域型保育事業者についても改めて同じ様な基準で記載してございます。正当な理由の無い提供拒否の禁止ということで、いわゆる応諾義務ということで、例えば施設運営者の思惟的なものによって入園者を判断することが無いようにだとか、そういう事については、通常の保育園幼稚園の他にこちらの地域型保育でも同様な規定でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 施設の設備と運営に関する基準という事なんですけれども、これは国の基準なんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 基準自体は国の省令を参考に従うべきところ、参酌すべきところということで決まっておりますが、今回は条例という形で町の基準として同様な施設基準あるいは、運営に関する基準を規定したものでございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） この条例が出来た場合、この条例の対象となる施設は現行の2保育園のみであるという事でいいんですかね。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 現在の持っている情報からしますと、来年の4月から移行するのが、2保育園のみという想定しております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 栄町内で特定地域型保育事業を行うという動きそういうのは、今のところありますか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まず、特定地域型保育の中の小規模保育につきましては、布鎌地区で高齢者デイサービスセンターを開設予定で進めている事業者が小規模保育事業との連携を講想しているというお話は受けております。講想中ということでございますので、ご了承いただければと思います。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ちなみに、それA型だとかB型だとか、何型になるかというのは、

今の所漠然としているということですかね。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） そちらの具体的な類系については、まだ相談等ございませんので、未定ということしております。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。山田委員。

○委員（山田真幸君） 国の基準がほとんどだと思んですが、少子化が結構出てきているんで、こういう物が出てきたのかなというふうに感じられるんですが、国としては、背景はどのような背景でこういう物が出てきたのかわかれば、教えて頂きたい。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 今、ご質問にありましており、日本における人口減少1番大きな要因は少子高齢化ということで、政府、国の考え方がございますが、子育て施策を重点的に取り組むという中から、子育て世代の環境を確保するために公費、要するに税金を投入するというので、そちらの制度設計の中で小規模保育とか、新たにやった上でこちらの特設施設という考え方を設けて支援するという形になっております。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） いまは、9月議会ですけど、国は来年4月から実施予定で、当然この9月議会で審議する所多いと思うんですけど、県内の状況わかりますか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 県内全ての状況は把握出来ておりませんが、郡内の市町ですと、白井市のみが9月には提案してございません。その他の全ての市町は9月議会に条例案を提案しているところでございます。ちなみに町としましては、通常、幼稚園の入園の手続きは11月から予定されておりますので、12月議会ですと、保護者の方への説明が1月頃にずれ込むという現象がどうしても想定されますもので、今回取り急ぎ9月議会という形で条例案を提出させていただいております。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） わかりました。子ども会議では、この事に関する異論は無かったと取れたんですが、具体的には、そこは特別な知識を持った方々が委員になってはいますが、そういう中では今回の条例改正にあたっての国の意向だとかそういうのは論議されたんですか。特別この事に関した国の制度改正に対する議論はあったんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） ただいまのご質問ですが、国の制度そのものに関する質疑というものは、ございませんでした。あくまでも、今回の条例の基準に係る専門家の方のご意見を徴する場としては、7月24日に町子ども子育て会議の中で、3条例に関する基準案としてご意見をちょうだいしたという形を取ってございます。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 国の方針としては、私立については、保育料の徴収など全部、今は児童福祉法の24条の関係で入れるか入れないかの認定、窓口は町ですよ。保育料の徴収も認定も。ところが、私立については国は離れるという方針をしていたんですが、今まで通り私立についても小規模についても、これから小規模が出来る可能性があるという説明ですけれども、それも全て窓口は認定も保育料徴収も全部町ですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） ただいまのご質問については、保育園と幼稚園と新たな地域のものと全て分けて考え、制度が設計されております。今ご質問のありました、保育園の入園の決定・保育料の徴収というのは保育園に関しては、従来どおり町が来年の7月以降も実施する予定でございます。幼稚園につきましては利用方法が今は、直接施設を選んで申し込まれて、授業料を保護者の方が施設に直接納めるという形がとられておりますが、特定施設として認定された場合には、基本的に考え方は同じなんです、代理受領という形でとりまして、施設の方で従来通り保護者の方から徴収していただいて、それと、公費の方と併せて支払うというような形で説明を国から受けているところです。ですので、保育園については従来どおり幼稚園についてもお金の流れは変わりますが、基本的には従来とそれほど大きく手続きは変わらないというような事を聞いております。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 栄町にある保育園は認可、今までどおり。町々の条例で無認可であっても補助したりだとか、保育料の徴収とかやっているところもありましたよね。今回はこれによって、小規模、少人数の保育所だと、全部直接利用者が町が関与しないということで、かなり都市部では、そういう方法に不安を持っているというか、そこに自治体が入ってくれることを望んでいる地域もあるということなんです。栄町がないのか、それとも国でそういう方針を取ってないですか。栄町は、いままでどおり確認しました。これから小規模があるかも知れないと言った時にギリギリの定数で経営された時に、今後それはないんですか。他の町がどういふ条例作ったかは、その自治体じゃないと分からないですけど、国の方針としては、そういう方針だったでしょ。

○委員長（橋本 浩君） 丸総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸 彦衛君） 小規模というと地域型保育事業という事になると思うんですけども、そうなった場合には私立保育園とは違って利用者と施設との公的契約直接契約して、市町村はそれに対して利用者に対して認定するんですけども、認定するだけで保育の許可をしたりしないです。利用者と施設が契約するので、そこに市町村が見ていて利用の斡旋だとか支援だとかということでは関わっていくんですけども、あくまでも利用者と施設との直

接の契約でやりますよというような形の制度設計になっております。保育の認定は町で行いそれを持って行きたい施設と直接契約を結ぶということです。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 前、無認可、いま認可されたみなみ保育園、前は無認可だったでしょ。その時、町は、一応関与はしていたんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 今お話なのは、みなみ栄保育園さんの方でさかえ保育園としてやっていたころのお話かと思います。こちらについては、無認可というよりは、認可外保育園ということで、県の施設規準で監査等は受けて、それでお子さんを預かっていた施設という形になりまして、出来た当初は少し事業スタートなので補助金を出して、その後直近ですと待機児童が発生した時期については、やむを得ずそちらを利用された方については、認可保育園との差額を助成をする制度を、利用者個人、保護者の方にするという形を取っていたという時期もございます。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） いま、私立が2つあって、幼稚園が2つありますよね。そうすると、将来認定子ども園の可能性というのは絶対ないですか。その道は開かれてる訳ですよ。今回のこの条例はその辺が。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 今のご質問のとおり、事業者の方が認定子ども園化を目指せば、基本的には出来るという制度になっております。本会議で、提案理由の際にも説明しましたところですが、実際に影響を受けるのが2幼稚園については、あくまでも、それも選択肢の1つとして検討はしているというお話は聞いております。ただ、どうなるか法人としての考えはまとまっていないという状況ということをお聞きしています。

○委員長（橋本 浩君） 他にございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 小規模保育事業のときは、保育に欠けるという認定は町がしますけれども、あとは保護者と事業者とのやりとりだということなんですけれども、保育料の算定とか、支払、徴収というのは、どういう形になるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 丸総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸 彦衛君） 保育料は施設と利用者との契約なので、入った時にいくらですよということで、町を通してではないです。事業者に直接払う様な制度になっています。あくまでも民民の契約という事になっています。

○委員長（橋本 浩君） よろしいですか。それでは、これにて質疑を終わります。

これより議案第4号に対し、委員から意見を含めた討論をお願いします。

[「なし」の声あり]

○委員長（橋本 浩君） これにて各委員からの討論を終わります。

これより議案4号を採決いたします。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○委員長（橋本 浩君） 挙手多数。

よって、議案第4号、栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する規準を定める条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

◎ 議案第5号

○委員長（橋本 浩君） 続きまして、議案第5号栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準を定める条例を議題といたします。

すでに、本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いいたします。埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 議案第5号について補足説明を申しあげます。提案理由で申しあげましたとおり、基本的には本条例に定める基準につきましては国の省令の基準に従う、あるいは参酌して同様な基準を設けておりますが、1点、事業所内保育事業における乳幼児1人についての面積については、国基準を超えて3.3平方m以上と定めをさせていただいております。こちらの理由について補足ということで説明をさせていただきます。千葉県におきましては、幼保連携型認定型こども園等に関する規準を定める条例を定めておりまして、県におきましても保育環境の確保を優先し、3.3平方m以上と定めております。県が国の省令基準を超えて定めている理由でございますが、県の保育所基準においても乳児0歳児が1歳になる前には、はいはいを開始しても対応できるよう、ほふく室と同様に3.3平方mとしているということがございました。こちらの理由から町でも同様の状況が想定されるため、県基準にならない3.3平方m以上と規定したものでございます。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 小規模保育事業を行うものは、今のところ曖昧だということなんですけれども、小規模保育事業者が出た時にみなみ保育園にお伺いした時に 若干定員にまだ空きがあったという事なんですけれども、例えば新規に小規模保育事業者が参入した場合に、せっかく補助金等を使って作った保育園が、お客の奪い合いというんですか、そういう形で定員が減って行くというような危具は感じてはいないですか。そういうような危険性というか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 小規模保育事業で保育することによって、お子さまの取り合い

が起こるのではないかとということでございますが、町としましては、小規模保育ということで、地域の中に保育所が近くにあつて、短時間保育ですとかという形でいろいろな、働き方に合わせた働き方をしたいという保護者の方も潜在的にいるというような、これは全国的な状況でございますので、そういうような、今まで、就労をためらっていた方等も総計しますと、アンケートでは数は多くはないが基本的にいらっしゃいますので、そちら等も考えますと需要を取りあうというものは無いのではないかと考えているところです。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 国・県の規準を上回ったのが事業所内保育のことだとおっしゃいましたが、栄町に事業所内保育行っている所ってあるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 現在、町内で事業所内保育行っているところは、北総栄病院とヤクルト販売の2事業所ということで把握してございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） いままで、事業所内保育はこの条例が出来るまでは、どういう条例なり法なりで施設の広さなど規制されていたんですか。今まで無かったんですか。

○委員長（橋本 浩君） 丸総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸 彦衛君） 認可外保育施設規準というのがありまして、そちらの方で規準がありましてその中で整備されておりました。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 今回、この条例が出来る事によって事業所内保育所が、この条例に規制されるという事になると思うんですが、現状の設備を改修しなければいけない、若しくは定員を減らさなければいけないという状況は発生しないですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） こちらの条例で規制されるのは、あくまでも、従業員以外の方をある規準以上受け入れた場合という限定となりますので、従来どおり、従業員の方の福利厚生としてやっている事業については、直接こちらの条例が規準となるものでございます。先ほど説明ありました県の規準によりまして事業を実施しているという事でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 現状の事業所内保育所は従業員以外の方を受け入れる意思、準備というものは、お持ちではないですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まだ、正式に2事業所に意思を確認をしたということではございませんが、北総栄病院につきましては、病児病後児保育の協議をさせていただいている中で、町の保育園の状況等を考えながら将来、町の子育てに協力することも選択肢の1つとしていま

すという回答だけは頂いております。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 病児病後児の話が出たので本条例とは直接関わりないのかもしれませんが、補正予算の中で病児病後児保育に対する県の補助金みたいなものが出てきていたのですが、その辺、病児病後保育に対する栄町の準備体制とかはどうなんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 当初、運営費の予算の方は、ご承認いただいているところですが、本年度26年度から施設整備分についても補助事業として新たに制度ができましたので、今回お話を差上げている北総栄病院の中の施設整備も視野に入れて法人の方で検討していただいておりますので、基本的に新たな補助制度としてその分を増額補正させて頂くものでございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 条文についてお尋ねしますが、第4条第1項に町長は最低基準を超えて設備及び運営を向上させるように勧告することが出来るんです。その次に、栄町は最低基準を常に向上させるように努めるんだと、5条に事業者等は常に設備及び運営を向上させなければならない、毎年毎年設備運営を向上させなければいけないというふうに書いてあるんですが、これは実現可能なんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） こちらの規定につきましては、あくまでも厚生省令等の規準が最低基準を定めたものという考え方でございますので、それを向上させる努力については、出来るだけという努力義務として規定をしているものでございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 第10条に常に自己研鑽に励みと書いてありますよね。条例で仮名ふってあるの初めて見たんですけども、なぜ、仮名ふってあるのかなと思って、15条の2項を見ると、または、まんえんしないようにって、堂々と平仮名使っているんですよね。中毒が発生し、またはまんえんしないように、これ15条の2。これどうして、漢字で仮名振らないんだろう。逆にどうして研鑽の鑽は平仮名にしないんだろう。こういうのはどういうテクニックなんですか。

○委員長（橋本 浩君） 丸総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸 彦衛君） 法令用語の使い方の関係がありまして、国の方で、これについては漢字を使って、振り仮名を振りなさい、これは平仮名で表記しなさいという規準があって、それに則って難しい字でも仮名振った部分もあるし平仮名表記の部分もあるということで規準については、どういう訳でなっているのかわからないんですが。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） わかりました。そういう事でしたら、しょうがないですよ。上で決まっているんですから。もう一つ23条の5号に同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊具等に適した広さの庭があることだと、で、（付近にあるこれに変わるべき場所を含む）と書いてある。この付近で極めて曖昧なんですけれども、どの程度の付近なんですか。どの位を想定するんですか。

○委員長（橋本 浩君） 丸総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸 彦衛君） こちらの方は、子ども達を連れて屋外で遊ぶということだと思いますので、曖昧な説明になってしまいますが、子ども達を連れて遊びに行けて疲れないで帰って来れるという程度の距離ということで、近隣の公園というイメージで私は見たんですけども。ということ想定した規定だと思い、私は条文化したんですが。距離、何メートルなのかということになりますと、はっきり基準何メートルという事は、言えませんが、常識的な範囲内で子どもを連れて帰って来るだけの間の行き帰りの事も考えた安全も含めて総合的に考えて近所に場所があればという事だと解釈しています。はっきりしませんが。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございませんか。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 結論から言って、議案第5号は、これ、実際に受けてくれる人は大変ですよ。やはり、公的保育の充実を求めないと、なんかすごく誓約が厳し過ぎて大変だという感想です。具体的に聞きたいんですけど、これを受ける場合には保母の資格いわゆる保育資格、経験、免許が必要です。第9条で家庭的保育事業において利用乳幼児の保育に従事する職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理感を備え云々と書いて有りますけれども、児童福祉事業に熱意のある者であって、出来る限り児童福祉事業のだから免許云々とは書いてないですね。やりたいと言った時に、誰がこれを認定するんですかね。その辺とか。中に条件もいっぱい書いて有りますよね。1人につき3.3平方メートルですから、3人いたらその3倍、5人の場合は2人必要ですよ。その基準とか、そういうのをきちんと精査して、町の条例ですから、当然子どもさんを預かるからには、この条例に全て合致しているかどうかの基準を判定したり調査したりするのは町ですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） お答えします。ただいまのご質問の家庭的保育事等の従事者の条件でございますが、こちらについては、基本的に市町村が認定するという形になりまして当然、国家資格でございます保育士の資格をもっている方、あるいは、同等以上ということで、経験ですとか、研修の状況等勘案して、市町村長が認める者という事になってございますので、そのような取扱いをしていきたいと考えております。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） それから、乳幼児に食事を提供する場合に、家庭的保育事業ですから、例えば、そういう設備とは別に作ると良いんですか、それとも家庭で使っている家族の物

で良いですか。提供するという事は、食事まで作るんですか。それとも、利用する人が子どもに持たせるとかではなくて、預かる人が全部食事の世話までするんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 条例で言いますと、第16条17条あたりが該当するところがございます。基本的には、家庭的保育につきましては家庭の中で調理をするということでございますが、連携施設等から搬入も可能という事になってございます。ただいまの質問にありました保育事業対象者以外の食事というのは、それは、本来の保育事業の目的ではございませんのでその辺については、まったく想定外ということで考えております。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） その辺は臨機応変で緩やかにやるんですか。でも食べるという事は、大変なことだから、例えば、必ず少なくとも1食や2食は子どもに食事を与えますよね。その場合は子ども見ながら、例えば3人まで預かれるんで3人分の食事を作ったりとか、調理室の衛生的な問題だとか。あと、もう1つ資格は保母の資格必要ですと言ったけど、前にマンションかなんかで、子ども預かって事件がありましたよね。もちろん、あの方は資格が無かった訳ですよね。それは国の基準外のとんでもないことでやったんでしょうけれども、そういうことが起こっては困るので、保育士の免許があるとかいう確認は町がするんですね。なんか、これすごく厳しくて、やってくれる方が本当にいるかしらという感じで。何度も言いますけれどもこれは、やはり基本的に児童福祉法できちんとやるべきですよ。国も地方自治体も。これを見たら大変。町もはらはらしなくちゃならない。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 的確な回答になるかどうか分からないんですが、まず、調理員の資格につきましては、条例の24条に基本的には必要な職員を置くんですが、例外的に置かないことが出来るという条件も定めさせていただいている所でございます。それから、先般ニュースでありました、マンションでの事故につきましては、あれは、ベビーシッターという独自の基準でございますのでこの条例の有資格者の保育士等とは全く別のことでございます。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。これにて質疑を終わります。

これより議案第5号に対し、委員各位からの討論をお願いします。

[「なし」の声あり]

○委員長（橋本 浩君） これにて各委員からの討論を終わります。

これより議案5号を採決いたします。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○委員長（橋本 浩君） 挙手多数。

よって、議案第5号、栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する規準を定める条例は、

原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

◎ 議案第6号

○委員長（橋本 浩君） 続きまして、議案第6号、栄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規準を定める条例を議題といたします。

すでに本会議において、提案理由の説明は頂いておりますが、補足説明があれば、お願いいたします。埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） こちらは、提案理由の説明にあったとおりでございますが、補足説明はございません。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございますか。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 第10条の2項専用区域の面積児童1人につきおおむね1.65平米となっていますよね。以上でなければならないですから、最低1.65。前の議案の第5号の時は、はいはいするというのも考えて3.3でしたよね。逆に子どもはじっとして1箇所にはいないから、もっと広がるのかなと思ったんですが、この、1.65というのは実際に最低基準でしようけれども。どうなのでしょう。いま、現行の学童はもっとありますよね。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） ただいまのご質問にお答えします。国の基準の1.65という基準につきましては、調べますと、基本的には安全性が確保されている最低限の面積ということになっております。そのため、そのままの基準特に町の現在までの放課後児童クラブ等の運営でもこちらの基準を下回るようなことはございませんので、これ以上の基準でやっておりますので確保できておりますので、基本的にはこの基準の通りでいきたいという考えであります。あくまでも最低基準という考えで。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 確認です。これは国が1.65だからとりあえず1.65にしたけれども現行の児童クラブも、もっと広いし、極力していきたいと。栄町は3.3にしようというふうには条例ではできないんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） あくまでも、これは保育する部屋ということで、当然対象者が小学校就学のお子さん達になりますので、当然運動する時はグラウンドに出たり園庭等で活動したりということですので、あくまでもこれは専用区画の中の面積ということでご理解いただければと思います。

○委員長（橋本 浩君） 他にございますか。藤村委員。

○委員（藤村 勉君） 今ある児童クラブと根本的にどういうふうに違いますか

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 事業自体は全く変更ございません。従来、放課後児童クラブいわゆる学童保育の基準、県のマニュアルにそった面積ですとか人数という形でやっていたものを、今回、市町村の条例で定めなさいということでございますので。今度は権威付けをされたという考え方です。事業そのものについては栄町の場合も提案理由で申しあげましたとおり、全ての施設がこの基準をクリア出来ているということでございます。

○委員長（橋本 浩君） 他にございませんか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 現状、栄町にある放課後児童クラブいくつあって、それぞれ何人位いますか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 5施設ごとに順番に申しあげます。竜角寺台児童クラブにつきましては、定員30人、専用区画の面積が67.5平米。安食児童クラブ、こちらは、安食保育園内で設置しているものでございます。定員60人専用区画の面積が110.1平米。酒直児童クラブ酒直幼稚園内の教室を利用して設置しているものでございまして、定員が20人、専用区画の面積が55平米。安食台児童クラブにつきましては、定員が20人で面積が133.7平米。5つ目でございますが、布鎌児童クラブ、運営は町の社会福祉協議会が直接運営しているものでございますが、定員30人、面積67.5平米という状況でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 定員分かりましたけど、現実に何人いらっしゃるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） ちょっと手元にあるものが5月1日現在のものですが、その登録者数が。竜角寺台児童クラブが23人。安食台児童クラブが24人。安食児童クラブが56人。酒直児童クラブが8人。布鎌児童クラブが13人です。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 11条の4項の最後に児童の数は概ね40人以下とすると書いてあるじゃないですか。これは、定員の話なのかな。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） ただいまのご質問にお答えします。こちら1単位いわゆる1クラスで40人以下という事になっております。ですので、実際ご質問にありました安食児童クラブにつきましては60人ということで2教室が使えるような形で、2単位が対応出来るということで、計算上80人の定員まで増やしてもということなんです。現状では60人の定員で実施しているという事でございます。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○委員長（橋本 浩君） よろしいですか。これにて質疑を終わります。

これより議案第6号に対し、委員各位からの意見を含めた討論をお願いします。

[「なし」の声あり]

○委員長（橋本 浩君） これにて各委員からの討論を終わります。

これより議案6号を採決いたします。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○委員長（橋本 浩君） 挙手全員。

よって、議案第6号、栄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規準を定める条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

◎ 閉 会

○委員長（橋本 浩君） 以上で、教育民生常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任お願いいたします。

本日の会議を閉じます。

以上をもって、教育民生常任委員会を閉会といたします。

午後3時45分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成26年10月20日

教育民生常任委員会

委員長 橋本 浩